松戸市農業委員会総会議事録

令 和 元 年 １ ０ 月 １ １ 日

令和元年松戸市農業委員会１０月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和元年10月11日午後３時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番　岩　佐　忠　夫	２番　椿　　唯　司
３番　山　口　輝　雄	５番　渡　邊　慶　弘
６番　渡　邉　洋　子	７番　杉　浦　昌　平
８番　中　村　　攻	１０番　小　宮　克　忠
１１番　鈴　木　榮　一	１２番　山　室　一　美
１３番　湯　浅　雅　之	１４番　戸　張　春　彦
１５番　近　藤　榮　一	
明・矢切区域　齋　藤　　香	明・矢切区域　平　川　　實
東部区域　松　戸　英　樹	東部区域　湯　浅　孝　一
常盤平・五香区域　山　﨑　唯　司	馬橋・小金区域　小　幡　輝　雄
馬橋・小金区域　渡　辺　　豊	

１．欠席委員

常盤平・五香区域　飯　沼　静　男

１．関係課出席職員

農政課長　岡　野　　衛	主　事　中　村　和　弘

１．事務局出席職員

事務局長　田　村　嘉　章	事務局長補佐　渡　邊　憲　生
事務局長補佐　渋　谷　和　彦	係　長　寺　尾　敏　子
主任主事　鎌　田　哲　平	

開会　午後　３時００分

議　　長　定刻となりましたので、ただいまより、令和元年10月総会を開催いたしたいと思います。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が７名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号６番渡邉洋子委員、議席番号７番杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　傍聴人について、ご報告いたします。

本日の傍聴人はございません。

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は、第１号から第２号となっております。

なお、報告事項につきましては、第１号から第４号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積計画についての１番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長より、よろしくお願いいたします。

農政課長　農政課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第１号　農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が３件となっております。そのため、地区促進委員会議は要せず、貸付者及び借受者が協議の上、計画案を作成いたしました。

それでは、第１番から順にご説明してまいります。

議案書１ページの表１番、及び申請地につきましては、議案参考資料の１ページから３ページをごらんください。

対象農地の所在地は大橋、現況地目は畑で、３筆の合計面積は3,873平方メートルでございます。

本案件の利用権の種類は、前回と同様の貸借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者とも、引き続き利用権の設定を希望されており、ダイコン、コマツナを主体に栽培していく計画です。

現地を確認したところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の１番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸推進委員　推進委員の松戸です。

借受者は無農薬栽培で一生懸命やっているので、問題ないと思います。

議　　長　ただいま、松戸委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、２番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第２番をご説明いたします。

議案書１ページの表の２番、及び申請地につきましては、議案参考資料の４ページから５ページをごらんください。

対象農地の所在地は下矢切、現況地目は畑で、２筆の合計面積は977平方メートル、利用権の種類は前回と同様の使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の２番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員　推進委員の平川です。

借受者は隣畑で一生懸命、作物をつくられておりますので、農政課の案に賛成をしたいと思います。

議　　長　ただいま、平川委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、３番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　続きまして、議案第１号第３番をご説明いたします。

議案書１ページの表の３番、及び申請地につきましては、議案参考資料の６ページから８ページをごらんください。

対象農地の所在地は串崎新田、現況地目は畑で、２筆の合計面積は１万534平方メートル、

利用権の種類は前回と同様の使用貸借権で、期間は３年の設定でございます。

貸付者、借受者とも、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやダイコンを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の３番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅雅之委員　13番、湯浅です。

畑は適正に管理されており、再設定でもありますので、私は賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の３番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

農政課長　ありがとうございました。

（農政課長退室）

◎議案第２号

議　　長　次に、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　議席番号７番、杉浦昌平。

去る10月１火曜日、議案第２号の審査のため、第１審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅雅之農業委員、山﨑唯司推進委員、渡辺豊推進委員と私の５名により現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに、慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の１番についてご説明いたします。

議案書の３ページをごらんください。

議案参考資料については、９ページから13ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料９ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請人は現在、土木工事、足場組み立て工事を業務として行っており、自宅敷地内を資材置き場として利用しているところですが、スペースが手狭になったことから、申請地を取得して、申請人が代表を務める会社へ資材置き場及び駐車場として貸すためです。

施設の概要ですが、２トントラック１台、軽トラック１台、バックホウ２台、ホークリフト１台の駐車場と足場板、単管パイプ等の資材置き場です。

整地については、砕石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、単管パイプにネットフェンスを設置します。

なお、申請地には照明は設置しますが、周囲には照らさないようにすると代理人より報告を受けております。

費用については、450万円、土地購入費のみです。

造成費は自分で行うためかからないとのことです。

そして、全額、申請人の母からの融資で賄うとのことから、残高証明を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地に、資材の一部が置かれていましたが、現況が山林の部分への移動が済んでおり、現状復旧しております。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、上下水道管、ガス管の２種類が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に２カ所以上の公共施設があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第２号の１番について説明をいたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま、杉浦座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山口委員。

山口委員　３番、山口です。

ただいまの座長の説明でよくわかりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議　　長　はい、齋藤委員。

齋藤推進委員　推進委員の齋藤です。要望なんですけれども、全面砕石舗装敷きと書いてありますけれども、これは出入り口とかは、アクセルを踏んだときにタイヤが高回転して、砂利が巻き上がって削れるから、出入り口の幅とこの長さ分だけは、最低限、アスファルト舗装するのが望ましいと私は思いますが、よく砂利敷きのところを見かけますと、よく砂利が引っ込んで、水たまりになっているところを、ほとんど見かけるので、できたら、全面砂利敷き舗装のところは、出入り口のところはアスファルト舗装するのが望ましいと思うんですけれども。あとは審査会意見に賛成です。

議　　長　はい、事務局お願いします。

事務局　申請人からは、出入りについては、周りに住居もありますので、徐行して入る旨は確認しております。費用のところを過大にかけるというのは、こちらの事務局側からは言えないところがありますので、今回は、徐行して静かに出るまでは確認しております。

議　　長　そうでございますが、齋藤委員、よろしゅうございますか。

齋藤推進委員　はい。わかりました。

議　　長　それでは、ただいま、山口委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第２号の２番につきまして、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第２号の２番についてご説明いたします。

議案書の３ページをごらんください。

議案参考資料については、14ページから18ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料14ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請人は現在、近隣市で自動車解体業を営んでおりますが、事業拡大のため申請地を取得して、転売用の車両及び解体前の車両置き場として使用するためです。

施設の概要ですが、普通車両23台の車両置き場です。

整地については、既存の砕石舗装をそのまま使用します。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、当初は高さ1.8メートルのメッシュフェンスのみの設置でしたが、審査会で、申請地、東側の水路との境は、高低差があるため、土砂流出の可能性を指摘したところ、メッシュフェンスのほかに土留めとして、基礎部分にＨ鋼を設置し、土砂流出を防止しますとの回答を得ました。

また、オイル等の処理について質問したところ、申請地では解体等は行わないので、オイル等は出ることはないとの報告を受けました。

また、駐車車両は二重に積んでおくことがあるかと聞いたところ、平置きのみという回答

を得ました。

照明については、センサーライトを設置するとのことです。

費用については、全額、自己資金で賄うとのことから、収支内訳書を確認いたしました。申請地に、砕石舗装がされていたため、農地法違反であることを指摘するとともに、土地所有者から始末書の提出を求め、これを受理しておりますので、ご報告いたします。

他法令については、該当する法律がございません。

申請地は市街化調査区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第２号の２番についてご説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま、杉浦座長より議案第２号の２番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅推進委員　推進委員の湯浅です。

座長の説明でよくわかりました。審査会の意見に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

その他、意見はありませんか。

（発言する者なし）

議　　長　意見がございませんので、審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の２番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第２号の３番について、お願いいたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第１審査会第２審査班座長　それでは、議案第２号の３番についてご説明いたします。

議案書の４ページをごらんください。

議案参考資料については、19ページから24ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料19ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は贈与に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請人は現在、都内に居住しておりますが、生前贈与により、実家近くの申請地を取得して、専用住宅を建築するためです。

施設の概要ですが、木造平屋建て住宅、延べ床面積は112.62平方メートルで、普通車２台の駐車場を設置します。

整地については、砕石舗装を行います。

排水については、雨水は集水枡を設置し、側溝へ放流します。

汚水は、下水本管へ接続し、放流します。

被害防除については、コンクリートブロック２段積みにメッシュフェンスを設置し、土砂流出を防止します。

費用については、借入金と一部自己資金で賄うとのことから、融資証明書と残高証明書を確認しました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、既存集落内における自己用住宅の建築という要件を満たしているため、可能となる旨を、開発担当課に確認済みです。

なお、申請地、南側の土地につきましては、南側に北総線があり、高架となっているため、日照に影響があり、法面にもなっていることから、残したと代理人より報告を受けております。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及び、その農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第２号の３番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　　長　ただいま、杉浦座長より議案第２号の３番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山口委員。

山口委員　３番、山口です。

座長の説明でよくわかりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議　　長　ただいま、山口委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

議案第２号の３番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書５ページ、報告事項１から、13ページ、報告事項４について、ご報告させていただきます。

まず、報告事項１、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、５ページから６ページまでの記載のとおり、田が４件、1,598平方メートル、畑が９件、2,403平方メートル、合計13件、4,001平方メートルを受理いたしました。

次に、７ページ、報告事項２、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてですが、７ページから９ページまでの記載のとおり、田が１件、151平方メートル、畑が14件、5,782平方メートル、合計15件、5,933平方メートルを受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項３、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書２件を交付いたしました。

次に、13ページ、報告事項４、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

ですが、記載のとおり、死亡による買い取り申し出事由１件の証明書を交付いたしました。

続きまして、もう一つ報告事項がございまして、先月の９月総会、議案第４号で、こちらの資料が、カラー版の写真がある資料なんですけれども、農地法５条の規定の許可申請の１番、農家分家住宅の転用申請の農地区分についてですが、分家住宅の建設の件になります。

本市農業委員会では、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第２種農地と判断したところですが、千葉県東葛飾農業事務所の判断では、分断されていない農地で集団的に存在している農地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある優良な農地であるため、第１種農地となりました。

その理由について、ご説明いたします。

別添資料のこちらのカラーのＡ３の資料、２枚目をごらんください。

こちらの北側のほうに赤い丸を囲ってあるところになりますが、こちらのところにちょっと茶色い屋根がある家があるんですが、２枚目のほうには、こちらの写真をめくっていただきますと、ことしの１月１日現在の写真では、その建物がなく、こちらの仕切りもなく、北側の農地と接続して、分断されていない農地という形になりまして、このまま農地を継続すると、集団的に存在している10ヘクタール以上の農地になります。そうしますと、こちらが第１種農地となりまして、第１種農地は原則転用できないのですが、不許可の例外で、農地法施行規則第33条の４号を適用しまして、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するという判断が、千葉県農業事務所よりされました。

この地図、主水と七右衛門とか、旭町とか、馬橋地区の六和とかの地区の農業委員さんたちは、ここの黄色の範囲は１種農地というふうに考えていただいて、今後、基本的には転用できないというふうに思っておいていただければと思います。前はここで分断しているというふうに事務局のほうで判断していたんですけれども、前は何か鋼板か何かで行き来できなかったらしいんです。それが撤去されて、行き来できるようになりましたので、農地としてずっと続いていく形がとられてしまったので、１種農地という扱いになってしまいました。

以上、事務局からの報告となります。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和元年10月総会を終了いたします。

閉会　午後　３時３０分